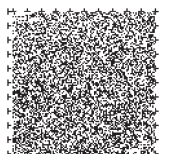


5. 手 当 ・ 年 金

各種手当

区分		対象者	支給額	支給月	申請に必要なもの
障害児福祉手当 身 知 精 難		・ 20 歳未満の人 ・ 重度の障がいの状態で、日常生活において常時介護を必要とする在宅の人	月額 16,560 円	5 8 11 2	・ 所定の診断書 ・ 手帳 ・ 本人名義の預金通帳 ・ マイナンバー制度における本人確認書類
特別障害者手当 身 知 精 難		・ 20 歳以上の人 ・ 日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の人（重複障がいなど）	月額 30,450 円	5 8 11 2	・ 所定の診断書 ・ 手帳 ・ 本人名義の預金通帳 ・ 年金受給額がわかるもの ・ マイナンバー制度における本人確認書類
神奈川県在宅重度障害者等手当 身 知 精		在宅で、常時介護を必要とする重度重複障がいの人など	年額 60,000 円	1	8 月 1 日から 9 月 10 日までの間に窓口へ申請書を提出
特別児童扶養手当 身 知 精 難		障がいの程度が国で定める状態にある 20 歳未満の児童を養育している人	月額 58,450 円（重度） 38,930 円（中度）	4 8 11	・ 戸籍謄本 ・ 所定の診断書 ・ 所定の振込先口座申出書 ・ マイナンバー制度における本人確認書類 ・ 預金通帳 など、省略できる場合もありますので詳細は窓口へご確認ください。
窓 口	緑区の方	緑高齢・障害者相談課（→1 ページ） 城山福祉相談センター（→1 ページ） 津久井高齢・障害者相談課（→1 ページ） 相模湖福祉相談センター（→1 ページ） 藤野福祉相談センター（→1 ページ）			
	中央区の方	中央高齢・障害者相談課（→1 ページ）			
	南区の方	南高齢・障害者相談課（→1 ページ）			
※所得や、施設入所、公的年金の受給状況等により、手当の支給制限があります。					



区分	対象者	支給額	支給月	申請に必要なもの
児童扶養手当 身 知 精	・「父又は母に一定程度の障がいがある児童」を養育している方 ・「離婚や死別等により、父又は母と生計を別にしていてる児童」を養育している方	月額（所得により変動あり） 児童 1 人のとき 48,050 円～11,340 円 児童 2 人目から 1 人増えるごとに 11,350 円～5,680 円 加算	5 7 9 11 1 3	・戸籍謄本 ・申請者名義の預金通帳 ・マイナンバー制度における本人確認書類 ・その他書類が必要になる場合あり
※所得や、児童の施設入所、公的年金の受給状況等により、手当の支給制限があります。				
窓 口	緑子育て支援センター 子育てサービス班（緑区合同庁舎 3 階） 同 城山担当（城山総合事務所本館 1 階） 同 津久井担当（津久井保健センター 1 階） 同 相模湖担当（相模湖総合事務所 2 階） 同 藤野担当（藤野総合事務所内） 中央子育て支援センター子育てサービス班（ウェルネスさがみはら A 館 1 階） 南子育て支援センター子育てサービス班（南保健福祉センター 3 階）			電話(042)775-8813 電話(042)783-8060 電話(042)780-1420 電話(042)684-3737 電話(042)687-5515 電話(042)769-9267 電話(042)701-7723

障害厚生年金・障害基礎年金・特別障害給付金

病気やケガにより、定められた障がい程度に該当し、保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。詳しくは窓口へお問い合わせください。なお、障がいの程度（等級）は、手帳の等級とは異なります。

■厚生年金・共済組合加入期間中に初診日がある方（障害厚生年金）

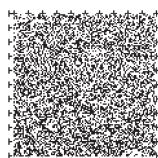
■国民年金第 3 号被保険者期間中に初診日がある方（障害基礎年金）

窓口	ねんきんダイヤル 電話 0570-05-1165 相模原年金事務所（南区相模大野 6-6-6） 電話(042)745-8101 F A X (042)744-7700 ねんきんサテライト相模原中央（中央区相模原 6-22-9 朝日相模原ビル 1 階） 電話・F A X による相談は受け付けていません。 ※各共済組合加入期間中に初診日がある場合は、各共済組合
----	---

■国民年金加入期間中または 20 歳前・60～64 歳の年金制度未加入期間に初診日がある方（障害基礎年金）

■国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない方（特別障害給付金）

窓口	国保年金課（市役所本館 1 階） 電話(042)769-8228 緑区役所区民課（緑区合同庁舎 2 階） 電話(042)775-8803 南区役所区民課（南区合同庁舎 1 階） 電話(042)749-2131 城山まちづくりセンター（城山総合事務所本館 1 階） 電話(042)783-8103 津久井まちづくりセンター（津久井総合事務所 1 階） 電話(042)780-1400 相模湖まちづくりセンター（相模湖総合事務所 2 階） 電話(042)684-3214 藤野まちづくりセンター（藤野総合事務所 1 階） 電話(042)687-5514
----	--



在日外国人障害者等福祉給付金

身 知 精

5
手
当
・
年
金

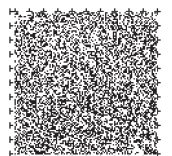
対象となる方	国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことができない方(国籍要件や居住要件により加入できなかった方)で、重度または中度の障がいがある方 ※ 重度…身体障害者手帳の1級・2級、療育手帳のA1・A2、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方 中度…身体障害者手帳の3級、療育手帳のB1、精神障害者保健福祉手帳の2級に該当する方
支給制限	次に該当する方は支給されません(支給中の方も資格喪失・支給停止になります)。 ① 本人の前年の所得が一定額以上ある方 ② 公的年金の受給権者となった方 ③ 本給付金と同様の給付金を他の自治体から受給している方 ④ 生活保護の生活扶助を受給している方 ⑤ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所措置されている方
給付金の額	重度 月額 38,000 円 中度 月額 26,000 円
給付金の支給時期	9月・3月
手続	手帳・本人名義の預金通帳(振替口座確認のため)・住民票。公的年金を受給している場合は年金受給額がわかる書類(年金払込通知書・年金額改定通知書等)
窓口	【各区共通】 高齢・障害者支援課(ウェルネスさがみはらB館3階) 電話(042)769-8272

障害者扶養共済制度

身 知 精

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者がお亡くなりになった場合等に障がいのある方に終身の年金を支給する制度です。

加入できる方	知的障がい者、身体障害者手帳(1級～3級)を持っている人、その他の精神又は身体に永続的な障がいのある方の保護者であり、市内在住で65歳未満の保険契約の対象となれる方。		
掛金	加入者の年齢によって、1口月額9,300円～23,300円(加入は障がいのある方1人当たり2口まで) なお、掛金の納付が困難な方等(生活保護制度利用世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯、2人以上の障がいのある方を扶養してそれぞれ加入する場合等)には掛金の減免制度があります。詳細は窓口にお問い合わせください。		
年金	加入者が死亡し、又は重度障がいの状態になった場合は、障がいのある方に毎月1口当たり20,000円の年金が支給されます。		
手続	・ 障がいのある方の障がいの種類及び程度を証明する書類(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等) ・ 障がいのある方の住民票(市外にお住まいの場合) ・ 診断書(精神保健福祉手帳3級の場合等) ・ 掛金の振替に使用する口座の通帳及びその届出印		
窓口	緑区の方 緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1ページ)	中央区の方 中央高齢・障害者相談課 (→1ページ)	南区の方 南高齢・障害者相談課 (→1ページ)



産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

利用できる方

補償の対象（①～③の基準をすべて満たす場合、対象となります）			補償内容
①	2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に出生したお子様の場合	総額 3000 万円
	在胎週数が <u>32 週以上</u> で出生体重 <u>1400 g 以上</u> 、または在胎週数が <u>28 週以上</u> で <u>所定の要件を満たすこと</u>	在胎週数が <u>28 週以上</u> であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級 1 または 2 級相当の脳性まひであること		

※補償申請ができる期間はお子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで

※詳細は下記問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ（<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>）をご参照ください。

問 合 せ 先

公益財団法人日本医療機能評価機構
産科医療補償制度専用コールセンター
電話 0120-330-637（土日祝・年末年始除く）



～産科医療特別給付事業について～

産科医療特別給付事業は、2021年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、2022年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的としています。

利用できる方

給付の対象(①～③の基準をすべて満たす場合、給付対象となります)			給付内容
①	2009年1月1日から2014年12月31日までに出生したお子様の 場合	2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の 場合	1,200 万円 (一括)
	在胎週数が <u>28週以上33週未満</u> であることまたは在胎週数が <u>33週以上かつ2,000g未満</u> であ ること	在胎週数が <u>28週以上32週未満</u> であることまたは在胎週数が <u>32週以上かつ1,400g未満</u> であ ること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること		

申 請 期 間

2025年1月10日～2029年12月31日

※詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、産科医療特別給付事業ホームページ（<https://www.sanka-kyufu.jcqh.or.jp/>）をご参照ください。

問 合 せ 先

公益財団法人日本医療機能評価機構
産科医療特別給付事業専用コールセンター
電話 0120-299-056（土日祝・年末年始除く）

